



島根県報

平成31年3月22日（金）

第3,093号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (森 林 整 備 課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退（2件） (高 齢 者 福 祉 課) 5

指定施業要件の変更予定保安林 (森 林 整 備 課) 5

【訓 令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正 (人 事 課) 6

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施 (商 工 政 策 課) 7

公共測量の終了 (技 術 管 理 課) 8

【特定調達公告】

島根県立中央病院における全自動錠剤包装機調達に係る一般競争入札の落札者等 (病 院 局) 8

【教委規則】

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則 (社 会 教 育 課) 9

公布された条例等のあらまし

◇鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第14号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第14号・様式第15号・様式第16号・様式第24号・様式第25号・様式第27号・様式第29号・様式第32号—様式第35号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第14号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第14号裏面中

「

同一登録年度内において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類	
狩猟免許の種類	

を

「

本申請のほかに、同一年度内において試験又は更新の申請書を提出している狩猟免許の種類（該当する狩猟免許の種類欄の□にレ印を付すこと。）	
狩猟免許の種類	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 網猟 <input type="checkbox"/> わな猟 <input type="checkbox"/> 第1種銃猟 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟

に

改める。

様式第15号別紙及び様式第16号別紙中「控除対象配偶者又は同項第8号」を「同一生計配偶者又は同項第9号」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

様式第24号中「※銃器」を「銃器」に、「※夜間」を「夜間」に改め、同様式（注）5(2)中「現に」及び「全ての」を削り、同様式（注）5(4)中「満たすこと。」の次に「ただし、ライフル銃を除く標的紙で技能要件を満たした者は、夜間銃猟をする者欄の○の下に「（ライフル銃を除く。）」と記載すること。」を加え、同様式別紙中

「 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、氏名、生年月日及び役職）（様式第25号）

雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類

を

「 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職）（様式第25号）

事業管理責任者が申請者の役員である場合にあっては、その旨を証する書類

- 申請者が地方公共団体である場合、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合及び申請者が地方公共団体である場合以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類

に改める。

様式第25号中

「

住 所	氏 名 (ふりがな)

を

」

「

住 所	本 籍	氏 名 (ふりがな)

に、

」

「事業管理責任者

住 所	氏 名 (ふりがな)

を

」

「事業管理責任者

住 所	本 籍	氏 名 (ふりがな)

に改める。

」

様式第27号中

「

射撃技能を確認した場所	
-------------	--

」

を

射撃技能を確認した場所	
使用した標的紙の種類	2.5 c m ・ 5 c m

に改める。

様式第29号中「でなくなった日から3年」を「でなくなった日から5年」に改める。

様式第32号中「付け」の次に「島根県」を、「により」の次に「変更の」を加える。

様式第33号中	「 変更日（又は 変更予定日）	を	「 変更日	に改める。
---------	-----------------------	---	----------	-------

様式第34号中	「 申請者 の住所	を	「 住 所	に改める。
	「 申請者 の名称		「 名 称	
	「 申請者の代表者 の氏名		「 代表者の氏名	

様式第35号中「※銃器」を「銃器」に、「※夜間」を「夜間」に改め、同様式（注）5(2)中「現に」及び「全ての」を削り、同様式（注）5(4)中「満たすこと。」の次に「ただし、ライフル銃を除く標的紙で技能要件を満たした者は、夜間銃猟をする者欄の○の下に「（ライフル銃を除く。）」と記載すること。」を加え、同様式別紙中

「 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、氏名、生年月日及び役職）（様式第25号）

雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類

を

「 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職）（様式第25号）

事業管理責任者が申請者の役員である場合にあつては、その旨を証する書類

申請者が地方公共団体である場合、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類

事業管理責任者が申請者の役員である場合及び申請者が地方公共団体である場合以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成された申請書でこの規則の施行の際受理されているものは、この規則による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成された申請書とみなす。

告 示**島根県告示第178号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2号の規定により告示する。

平成31年 3 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
安来市	介護老人福祉施設	安来市特別養護老人ホーム 尼子苑	安来市広瀬町下山佐330番3	平成31年 3 月31日

島根県告示第179号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2号の規定により告示する。

平成31年 3 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
安来市	介護老人福祉施設	安来市特別養護老人ホーム 伯寿の郷	安来市伯太町安田1705番地	平成31年 3 月31日

島根県告示第180号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年 3 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令

島根県訓令第3号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表女性相談センターの項の次に次のように加える。

食肉衛生検査所
と畜場で検査及び点検の業務に従事する職員
同 左
4週間ごとの期間について、1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長が割り振る。
同 左

別表畜産技術センターの項中 「 4週間ごとの期間について、1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長が割り振る。」 を 「 同 左 」 に改め

る。

附 則

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

公 告

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第 2 項の規定により公告する。

平成31年 3 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第329号）第10条第 1 項第 1 号の非自動はかり（同令第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
11月11日から12月13日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
6 月 3 日から 8 月 23 日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
益田市	5 月 7 日	13時00分から17時まで	益田市役所
	5 月 8 日	9 時30分から16時まで	
	5 月 9 日	10時から16時まで	
	5 月 10 日	9 時から12時まで	
	5 月 14 日	9 時30分から15時30分まで	
	5 月 15 日	10時から15時30分まで	
	5 月 16 日	9 時30分から10時まで	
	5 月 28 日	9 時から16時まで	
	5 月 29 日	9 時から16時まで	
雲南市	6 月 3 日	9 時30分から15時30分まで	雲南市役所
	6 月 4 日	9 時30分から16時まで	

	6月5日	10時から15時30分まで	
	6月6日	10時から16時まで	
	6月7日	10時から15時30分まで	
	6月10日	10時から16時まで	
	6月11日	11時から15時30分まで	
	6月12日	10時から15時30分まで	
	6月13日	10時から12時まで	
知夫村	6月24日	13時30分から15時30分まで	知夫村役場
海士町	6月25日	14時から16時30分まで	海士町役場
	6月26日	9時30分から15時まで	
西ノ島町	6月27日	10時から15時30分まで	西ノ島町役場
	6月28日	10時から12時まで	
隠岐の島町	7月2日	13時30分から15時30分まで	隠岐の島町役場
	7月3日	9時30分から14時30分まで	
	7月4日	9時30分から11時30分まで	
	7月10日	13時30分から16時まで	
	7月11日	9時30分から16時30分まで	
	7月12日	9時30分から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成31年3月7日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年 3 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成31年1月29日から同年3月29日まで

3 作業地域

益田市白上町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成31年 3 月 22 日

島根県立中央病院 病院長 小 阪 真 二

